

錦江町農業委員会 8月総会議事録

○ 開催日時 平成27年8月20日(火) 午後1時30分から

○ 開催場所 錦江町役場 庁議室

○ 出席委員 (19人)

会長	1番	宿利原勝吉
代理	2番	基 岸澄
委員	3番	厚ヶ瀬博文
〃	4番	水流 豊美
〃	5番	平原 栄
〃	7番	毛下 利美
〃	8番	寺田 郁哉
〃	9番	安水 純一
〃	10番	牧原 昇
〃	11番	元丸 敏朗
〃	12番	鍋 康博
〃	13番	徳永 哲朗
〃	14番	貫見 和洋
〃	15番	畠中 正秋
〃	16番	山中 徹
〃	17番	鳥越 秀一
〃	18番	樋渡 俊信
〃	19番	鈴 一磨
〃	20番	本釜 好子

○欠席委員

委員	6番	東郷 輝昭
----	----	-------

○事務局職員 事務局長 窪 和人 書記 折久木まり子 書記 中野好太郎

○議事日程

1、開会

2、農業委員憲章朗読

3、会長あいさつ

4、議 事

第1 議事録署名委員の指名について

第2 会務報告について

第3 附議事項

議案第20号 農地法第3条許可申請について

議案第21号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権移転）の錦江町長に対する要請について

議案第22号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について

議案第23号 非農地証明願いについて

追加日程第1 同意第2号 委員の辞任について

追加日程第2 農業委員の担当地区の変更について

議 長	<p>只今より平成27年8月錦江町農業委員会総会の議事を開会いたします。</p> <p>本日の総会の出席は、東郷委員が欠席であります。錦江町農業委員会会議規則第8条の規定により、総会は成立していることをお知らせします。</p> <p>それでは、錦江町農業委員会会議規則第23条第2項の規定により、本日の会議録署名委員に9番安水委員と10番牧原委員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、会務報告についてを議題とします。</p> <p>事務局から報告と説明をお願いいたします。</p>
事務局	「会務報告と説明」
議 長	只今の会務報告について、質問等はありませんか。
全委員	(発言なし)
議 長	<p>無いようですので、以上で会務報告を終わります。</p> <p>それでは附議事項に入ります。</p>
議 長	<p>議案第20号 農地法第3条許可申請についてを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第20号 農地法第3条許可申請についてを説明いたします。</p> <p>受付番号8号の譲渡人は、H・Mさん、H自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、田代川原字籠松2, 521番4、地目は畑、地積は1, 874㎡となっています。</p> <p>一方、譲受人はM・Aさん、O・K自治会在住の方です。</p> <p>この申請は贈与による所有権移転となっています。</p> <p>M・Aさんの経営状況は、世帯員2名、労働力2名、自作地21, 680㎡、貸付地6, 323㎡で、水稻、甘藷を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況は、トラクター、田植機、コンバイン1台となっています。</p> <p>この件の担当調査員は、14番 貫見委員です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、担当調査員の調査報告をお願いいたします。</p> <p>受付番号8号について、14番 貫見委員お願いいたします。</p>

14番 貫見委員	<p>報告いたします。</p> <p>8月18日に譲受人のM・Aさんに話を伺って参りました。これはHの団地でございます。以前南総で開く前にAさんのお父さんが買われていたということで、今回名義を直すということです。これは贈与ということで、何ら問題は無いかと思えます。当時の値段は分からないということでした。Aさんに聞いたところ。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、担当調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第20号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第20号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第20号については、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に「議案第21号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（所有権の移転）の錦江町長に対する要請について」を議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは議案第21号について説明いたします。</p> <p>まず、受付番号5号の譲渡人は、K・Tさん、K自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、城元字三角4, 689番2、地目は畑、地積は3, 987㎡と、城元字三角4, 697番3、地目は畑、地積は2, 444㎡で、2筆の合計は6, 431㎡となっています。</p> <p>一方譲受人は、公益財団法人 鹿児島県地域振興公社で、農地中間管理事業の特例事業によりまして、振興公社が所有権を取得するものです。</p> <p>なお、本件につきましては、N・Tさんが3年後に買い戻す予定であります。</p> <p>この件の担当調査員は9番 安水委員です。</p> <p>次の受付番号6号の譲渡人は、公益財団法人 鹿児島県地域振興公社です。</p>

	<p>申請地は、馬場字西ノ下857番1、地目は田、地積は1,485㎡となっています。</p> <p>一方譲受人は、株式会社 T・Fさん、K自治会に拠点を置く法人です。</p> <p>T・Fさんの経営状況は、構成員2名、雇用が21名、小作地89,608㎡で、露地野菜を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況は、トラック12台、動噴5台、トラクター・管理機各3台、乗用管理機2台、となっています</p> <p>本件についても、計画の3年が経過したので、鹿児島県地域振興公社から買い戻すところでございます。</p> <p>この件の担当調査員は、8番 寺田委員です。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお願いいたします。</p> <p>先ず、受付番号5号について、9番 安水委員お願いします。</p>
9番 安水委員	<p>この物件につきましては、以前あっせん申出があったものであります。K・Tさんの規模縮小の伴ったものですが、金額の方が実際の耕作する面積で反当〇〇万円ということで、全部で〇〇万円ということで話が来ております。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号6号について、8番 寺田委員お願いします。</p>
8番 寺田委員	<p>T・Fさんの件について説明申し上げます。これは3年前にあっせんに出た分でございます、それに対しまして、テリーファーム代表の寺田洋人氏の田んぼが横にあるということで話をしまして、ワンクッション公社に置くということで、今度公社からの買戻しということになっております。</p> <p>T・Fさんは皆さんもご存じのとおり大規模的にやっていますし、錦江町が定める全ての条件を満たしているので、何ら問題は無いと思います。よろしく願いいたします。金額は〇〇万円に手数料が〇万円ついて、〇〇万円だそうです。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各調査委員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>

議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第21号を採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第21号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第21号については、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に「議案第22号 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地利用集積計画（利用権設定）の錦江町長に対する要請について」を議題とします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>会議資料のとおり、今回は100筆の利用集積計画について審議しなければなりませんので、事務局の説明と担当調査員の報告、質疑を4回に分けて行い、その都度議決したいと思います。ご異議ありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>それでは、議案第22号のうち、受付番号113号から116号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第22号のうち、受付番号113号から116号までを説明いたします。</p> <p>まず、受付番号113号の貸し人はN・Fさん、Y自治会在住の方です。申請地は神川字村ノ前7, 106番3、地目は畑、地積は1,854㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成27年8月21日から平成36年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。</p> <p>借り人は、K・Nさん、Y自治会に拠点を置く法人です。</p> <p>中野農産の経営状況は、構成員1名、雇用が4名で1000日、中野農産としての耕作地は現在ありませんが、甘藷、大根、高菜を主体とした経営をされています。</p> <p>農業機械の所有状況は、トラクター5台、トラック3台、軽トラック2台、ショベル1台となっています。</p>

この件の担当調査員は、1番 宿利原委員です。

次の受付番号114号の貸し人はN・Tさん、K市在住の方です。

申請地は城元字栗ノ尾4, 407番1、地目は畑、地積は3, 830㎡となっています。

貸付期間は平成27年8月21日から平成32年12月14日までで、小作料金は38, 300円となっています。

借り人はS・Kさん、Y自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員1名、農業従事者1名、雇用が3名で100日、小作地21, 814㎡で、キャベツを主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、親との使用貸借となっています。

この件の担当調査員は9番 安水委員です。

次の受付番号115号の貸し人はT・Kさん、K・N自治会在住の方です。

申請地は神川字西ケノ木5, 350番1、地目は畑、地積は2, 089㎡となっています。

貸付期間は平成27年8月21日から平成32年12月14日までで、小作料金は12, 000円となっています。

借り人はK・Hさん、K・K自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員3名、農業従事者2名、雇用が2名、自作地20, 436㎡、小作地18, 537㎡で、肉用牛を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械は、トラクター5台、トラック3台、ローレルベイラー、ショベル各1台となっています。

この件の担当調査員は、13番 徳永委員です。

次の受付番号116号の貸し人はW・Kさん、K自治会在住の方です。

申請地は馬場字柴立2, 537番1、地目は畑、地積は498㎡となっています。

貸付期間は平成27年8月21日から平成32年12月14日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。

借り人はH・Sさん、R自治会在住の方です。

経営状況は、世帯員3名、農業従事者2名、雇用が2名、現在、利用権の入った農地はありませんが、水稻、露地野菜を主体とした経営をされています。

農業従事日数は300日で、農業機械の所有状況は、軽トラック2台、トラクター、管理機、耕運機各1台となっています。

この件の担当調査員は、17番 鳥越委員です。

以上です。

議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、順次、担当調査員の調査報告をお願いいたします。</p> <p>先ず、受付番号113号についてを、私の方で報告いたします。</p>
1 番 宿利原委員	<p>113号については、N農産はN・Fさんの息子さんでありますKさんが社長となっておりますが、錦江町の定める全ての要件に達しておりますので、何ら問題は無いかと思われます。審議方をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>次に、受付番号114号ついてを、9番 安水委員お願いいたします。</p>
9 番 安水委員	<p>受付番号114番の借り人のS・Kさんは、現在30歳という大変若い青年であります。今、青年就農給付金の受給者であって、キャベツ、トレビス、大根といった物を耕作しております。まだまだ一杯土地も借りて、どんどん農業に取り組んで行きたいという大変希望に満ち溢れている青年であります。畑の方も綺麗に整備もしております、何ら問題は無いと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号115号ついてを、13番 徳永委員お願いいたします。</p>
13番 徳永委員	<p>説明します。貸し人のT・Kさんは農業を廃止されておまして、この物件は2年前に別な直接契約された方と解約して、その後、遊休地としてなっていた土地です。この土地の隣接地を借り人のK・Hさんが耕作されておりますので話をして成立した物件です。K・Hさんは認定農業者でもありますし、自分の土地、借地を含めて良く管理されておりますので問題は無いかと思っております。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、受付番号116号ついてを、17番 鳥越委員お願いいたします。</p>
17番 鳥越委員	<p>この借り人のH・Sさんは、スナップエンドウを中心に農業をされている方で、圃場もすごく綺麗にされて何ら問題は無いかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、各調査員から調査報告がありましたが、質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>

議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第22号のうち、受付番号113号から116号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第22号のうち、受付番号113号から116号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第22号のうち、受付番号113号から116号までについては、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に議案第22号のうち、受付番号117号から147号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第22号のうち、受付番号117号から147号までを説明いたします。</p> <p>117号から147号までは、農地中間管理事業により、いずれも鹿児島県地域振興公社が中間管理権を取得しようとするものです。</p> <p>先ず、受付番号117号から125号までの貸し人はT・Hさん、K自治会在住の方です。</p> <p>申請地は117号が馬場字木場285番1、地目は畑、地積は340㎡、118号が馬場字古馬場381番1、地目は田、地積は440㎡、119号が馬場字芝山485番1、地目は田、地積は2,992㎡、120号が馬場字木場上422番16、地目は田、地積は1,602㎡、121号が馬場字西ノ下856番1、地目は田、地積は1,077㎡、122号が馬場字木場ノ上915番、地目は田、地積は1,595㎡、123号が馬場字木場ノ上931番1、地目は田、地積は561㎡、124号が馬場字木場ノ上952番、地目は田、地積は1,385㎡、125号が馬場字堀込3,298番1、地目は畑、地積は6,055㎡で、9筆の合計は16,047㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成27年10月1日から平成37年9月30日までで、小作料金は、117号が6800円、118号が8,800円、119号が59,800円、120号が32,000円、121号が21,400円、122号が31,800円、123号が11,200円、124号が27,600円、125号が121,000円となっています。この件につきましては、耕作者協力金の対象</p>

となっております。

次の受付番号126号から128号までの貸し人はH・Tさん、K自治会在住の方です。

申請地は126号が馬場字芝山440番2、地目は田、地積は451㎡、127号が馬場字芝山441番1、地目は田、地積は460㎡、128号が馬場字芝山422番7、地目は田、地積は548㎡で、3筆の合計は1,459㎡となっています。

貸付期間は平成27年10月1日から平成37年9月30日までで、小作料金は全部で米(粳)25kgで12俵となっています。Hさんにつきましても耕作者協力金の対象となっております。

次の受付番号129号、130号の貸し人はS・Mさん、K市在住の方です。

申請地は129号が馬場字芝山441番2、地目は田、地積は256㎡、130号が馬場字木場ノ上911番1、地目は田、地積は2,913㎡で、2筆の合計は3,169㎡となっています。

貸付期間は平成27年10月1日から平成37年9月30日までで、小作料金は、129号が米(粳)25kgで1俵、130号が米(粳)25kgで9表と45,000円となっています。Sさんにつきましても耕作者協力金の対象となっております。

次の受付番号131号、132号の貸し人はN・Mさん、H自治会在住の方です。

申請地は131号が馬場字芝山471番1、地目は田、地積は1,724㎡、132号が馬場字芝山474番2、地目は田、地積は2,995㎡で、2筆の合計は4,719㎡となっています。

貸付期間は平成27年10月1日から平成37年9月30日までで、小作料金は全部で米(粳)25kgで28俵となっています。Nさんにつきましても耕作者協力金の対象となっております。

次の受付番号133号の貸し人はY・Fさん、Y自治会在住の方です。

申請地は馬場字西ノ下851番1、地目は田、地積は1,224㎡となっています。

貸付期間は平成27年10月1日から平成37年9月30日までで、小作料金は米(粳)25kg8俵となっています。Yさんにつきましても耕作者協力金の対象となっております。

次の受付番号134号の貸し人はN・M子さん、K自治会在住の方です。

申請地は馬場字木場ノ上951番、地目は田、地積は1,564㎡となっています。

貸付期間は平成27年10月1日から平成37年9月30日までで、小作料金は米(粳)25kg10俵となっています。Nさんにつきましても耕作者協力金の対象となっております。

次の受付番号135号の貸し人はN・Tさん、K自治会在住の方です。

申請地は馬場字宮下1,838番1、地目は田、地積は1,889㎡となっています。

貸付期間は平成27年10月1日から平成37年9月30日までで、小作料金は米(粳)25kg12俵となっています。Nさんにつきましても耕作者協力金の対象となっております。

次の受付番号136号の貸し人はT・Tさん、N自治会在住の方です。

申請地は城元字上ノ迫3,180番、地目は畑、地積は3,953㎡となっています。

貸付期間は平成27年10月1日から平成37年9月30日までで、小作料金は製茶20kgとなっています。Tさんは経営転換の対象となっております。

次の受付番号137号の貸し人はZ・Tさん、F自治会在住の方です。

申請地は神川字遠目塚1,296番1、地目は畑、地積は5,666㎡となっています。

貸付期間は平成27年10月1日から平成37年9月30日までで、小作料金は113,320となっています。Zさんにつきましても、経営転換の対象となっております。

次の受付番号138号、139号の貸し人はM・Kさん、K自治会在住の方です。

申請地は138号が城元字坂ノ上2,621番3、地目は畑、地積は1,016㎡、139号が城元字鷲ケ尾2,992番2、地目は畑、地積は2,070㎡で、2筆の合計は3,086㎡となっています。

貸付期間は平成27年10月1日から平成37年9月30日までで、小作料金は138号が10,000円、139号が26,910円となっています。Mさんにつきましては、経営転換の対象となっております。

次の受付番号140号、141号の貸し人はO・Kさん、O自治会在住の方です。

申請地は140号が馬場字高尾6,227番1、地目は畑、地積は2,509

	<p>㎡、141号が馬場字高尾6, 227番3、地目は畑、地積は1, 366㎡で、2筆の合計は3, 875㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成27年10月1日から平成32年9月30日までで、小作料金は140号が25,000円、141号が13,000円となっています。Oさんにつきましても、経営転換の対象となっております。</p> <p>次の受付番号142号から145号の貸し人はK・Kさん、F自治会在住の方です。</p> <p>申請地は142号が神川字觸迫1, 444番、地目は畑、地積は6, 122㎡、143号が神川字鞍置1, 865番1、地目は畑、地積は4, 003㎡、144号が神川字鞍置1, 866番1、地目は畑、地積は2, 683㎡、145号が神川字鞍置1, 871番1、地目は畑、地積は4, 964㎡で、4筆の合計は17, 772㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成27年10月1日から平成37年9月30日までで、小作料金は142号が61,000円、143号が40,000円、144号が27,000円、145号が50000円となっています。Kさんにつきましても、経営転換の対象となっております。</p> <p>次の受付番号146号、147号の貸し人はK・Mさん、F自治会在住の方です。</p> <p>申請地は146号が神川字觸迫1, 445番1、地目は畑、地積は1, 785㎡、147号が神川字鞍置1, 864番1、地目は畑、地積は2441㎡で、2筆の合計は4, 226㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成27年10月1日から平成37年9月30日までで、小作料金は146号が18,000円、147号が24,000円となっています。Kさんにつきましても、経営転換の対象となっております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	ただいま事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。
2 番 基 委員	貸付期間というのは、この中間管理機構の部分はちょうど30日になるんですか。普通の利用権設定は12月14日となっているんですが。
事務局	この中間管理事業は貸付がいま年3回となっております。もう1期が終わって、2期が10月、3期が12月となっていますので、そこからしか借りられないということになります。周期については、普通は利用権はこちらでしているのは、借りる側、貸す側に了承を得て統一させて頂いているんです。ただ中間管理

	<p>事業の場合は、完全な10年間ということになりますので、貸した月から10年後の前月末までということになります。</p> <p>耕作者協力金と経営転換協力金については、貸付期間が10年と決まっています。後で5年というのが出て来ますけれども、5年は本人名義でない物件で、相続人の2分の1以上の同意で契約します。その場合は5年間で2回して10年にするということになります。借りに途中で貸せなくなったという場合は、その協力金は返還ということになります。後、地域協力金というのがありますが、これは年数の定めがないということですが、大体10年・5年ということでおります。</p>
13番 徳永委員	<p>後の物もですが、中間管理機構から借りられる実質の耕作者は大体目途が付いているんですか。</p>
事務局	<p>はい。117号から135号までは、T・Fさんです。136、137はZ・Sさん、138がI・Kさん、139がS・Kさん、140号、141号がY・Aさん、142号から147号までがT・Iさんということです。</p>
議長	<p>他にありませんか。</p>
委員	<p>(委員の中から「なし」の声)</p>
議長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第22号のうち、受付番号117号から147号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第22号のうち、受付番号117号から147号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>(委員の中から「異議なし」の声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、議案第22号のうち、受付番号117号から147号までについては、原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>次に議案第22号のうち、受付番号148号から196号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>

事務局

それでは、議案第22号のうち、受付番号148号から196号までを説明いたします。

148号から196号までについても、農地中間管理事業により鹿児島県地域振興公社が中間管理権を取得しようとするものです。

148号から196号は地域で言いますと猪鹿倉地区になりますけれども、ここにつきましては、地域でも取り組みたいということで、耕作、経営の他に地域集積協力金の方も取り組みたいということで進めていらっしゃる所でございます。

それでは説明にはいります。まず、受付番号148号の貸し人はI・Kさん、O府在住の方です。

申請地は田代川原字川床平6, 476番、地目は田、地積は1, 127㎡となっています。

貸付期間は平成27年10月1日から平成37年9月30日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。

次の受付番号149号の貸し人はI・Yさん、A県在住の方です。

申請地は田代川原字白桃3, 891番1、地目は畑、地積は2, 584㎡となっています。

貸付期間は平成27年10月1日から平成37年9月30日までで、小作料金は全部で米(粳)54kgとなっています。

次の受付番号150号から152号の貸し人はI・Tさん、I自治会在住の方です。

申請地は150号が田代川原字猪鹿倉6, 532番5、地目は田、地積は1, 446㎡、151号が田代川原字猪鹿倉6, 569番3、地目は田、地積は1, 008㎡、152号が田代川原字猪鹿倉6, 570番3、地目は田、地積は716㎡で、3筆の合計は3, 170㎡となっています。

貸付期間は平成27年10月1日から平成37年9月30日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。

申し遅れましたが、148号のI・Kさん、149号のI・Yさんは経営転換の対象予定です。I・Tさんは耕作者協力金の予定です。

次の受付番号153号から156号までの貸し人はI・Sさん、I自治会在住の方です。

申請地は153号が田代川原字猪鹿倉6, 586番、地目は田、地積は699㎡、154号が田代川原字猪鹿倉6, 587番、地目は田、地積は987㎡、155号が田代川原字猪鹿倉6, 588番1、地目は田、地積は1, 336㎡、156号が田代川原字猪鹿倉6, 589番、地目は田、地積は562㎡で、4筆の

合計は3, 584㎡となっています。

貸付期間は平成27年10月1日から平成37年9月30日までで、小作料金は全部で米(粳)127kgとなっています。

I・Sさんは、地域集積協力金の対象となっています。

次の受付番号157号から162号までの貸し人はI・Aさん、I自治会在住の方です。

申請地は157号が田代川原字山神添6, 309番1、地目は田、地積は842㎡、158号が田代川原字山神添6, 309番2、地目は田、地積は732㎡、159号が田代川原字山神添6, 309番3、地目は田、地積は492㎡、160号が田代川原字山神添6, 318番、地目は田、地積は806㎡、161号が田代川原字猪鹿倉6, 544番8、地目は田、地積は1,368㎡、162号が田代川原字猪鹿倉6, 544番9、地目は田、地積は668㎡で、6筆の合計は4908㎡となっています。

貸付期間は平成27年10月1日から平成37年9月30日までで、小作料金は157号から160号までで米(粳)101kg、161号、162号は使用貸借のため小作料は発生しません。

I・Aさんについては、地域集積協力金と161と162については耕作者協力金の対象となっています。

次の受付番号163号の貸し人はK・Mさん、I自治会在住の方です。

申請地は田代川原字川床平6, 454番2、地目は田、地積は2,037㎡となっています。

貸付期間は平成27年10月1日から平成37年9月30日までで、小作料金は米(粳)71kgとなっています。

K・Mさんにつきましては、経営転換協力金の対象となっています。

次の受付番号164号から166号までの貸し人はK・Mさん、I自治会在住の方です。

申請地は164号が田代川原字猪鹿倉6, 544番5、地目は田、地積は2,084㎡、165号が田代川原字猪鹿倉6, 544番6、地目は田、地積は1,532㎡、166号が田代川原字猪鹿倉6, 544番7、地目は田、地積は1,160㎡で、3筆の合計は4,776㎡となっています。

貸付期間は平成27年10月1日から平成37年9月30日までで、小作料金は164号が米(粳)73kg、165号が6,900円、166号が5,200円となっています。

K・Mさんについては、経営転換協力金の対象となっています。

次の受付番号167号から173号までの貸し人はI・Yさん、I自治会在住の方です。

申請地は167号が田代川原字猪鹿倉6, 566番2、地目は田、地積は2,089㎡、168号が田代川原字猪鹿倉6, 568番6、地目は田、地積は1,918㎡、169号が田代川原字猪鹿倉6, 568番7、地目は田、地積は2,147㎡、170号が田代川原字猪鹿倉6, 571番1、地目は田、地積は1,294㎡、171号が田代川原字上馬渡6, 622番1、地目は田、地積は1,212㎡、172号が田代川原字上馬渡6, 630番3、地目は畑、地積は876㎡、173号が田代川原字小豆6, 661番1、地目は畑、地積は4,798㎡で、7筆の合計は14,334㎡となっています。

貸付期間は平成27年10月1日から平成37年9月30日までで、小作料金は、167号は使用貸借のため小作料は発生しません。168号が8,600円、169号が9,600円、170号が5,800円、171号が5,400円、172号、173号が合わせて米(粳)66kgとなっています。

I・Yさんにつきましては、耕作者協力金の対象となっています。

次の受付番号174号から177号までの貸し人はI・Sさん、I自治会在住の方です。

申請地は174号が田代川原字猪鹿倉6, 568番4、地目は田、地積は2,316㎡、175号が田代川原字猪鹿倉6, 568番9、地目は田、地積は579㎡、176号が田代川原字猪鹿倉6, 583番1、地目は田、地積は548㎡、177号が田代川原字猪鹿倉6, 583番2、地目は田、地積は726㎡で、4筆の合計は4,169㎡となっています。

貸付期間は平成27年10月1日から平成32年9月30日までで、小作料金は、174号が10,400円、175号が2,600円、176号が2,500円、177号が3,200円となっています。

I・Sさんも耕作者協力金の対象となっています。

次の、付番号178号から181号までの貸し人はY・Kさん、I自治会在住の方です。

申請地は178号が田代川原字川床平6, 450番1、地目は田、地積は1,098㎡、179号が田代川原字猪鹿倉6, 526番1、地目は田、地積は938㎡、180号が田代川原字猪鹿倉6, 526番2、地目は田、地積は993㎡、181号が田代川原字猪鹿倉6, 628番2、地目は畑、地積は617㎡で、4筆の合計は3,646㎡となっています。

貸付期間は平成27年10月1日から平成37年9月30日までで、小作料金は178号が4,900円、179号が4,200円、180号が4,500円、181号が1,800円となっています。

Y・Kさんについても、耕作者協力金の対象となっています。

次の受付番号182号から186号までの貸し人はK・Sさん、I自治会在住の方です。

申請地は182号が田代川原字猪鹿倉6, 565番4、地目は田、地積は2, 136㎡、183号が田代川原字猪鹿倉6, 570番1、地目は田、地積は823㎡、184号が田代川原字猪鹿倉6, 584番1、地目は田、地積は1, 452㎡、185号が田代川原字猪鹿倉6, 585番1、地目は田、地積は1, 186㎡、186号が田代川原字上馬渡6, 599番1、地目は畑、地積は1, 435㎡で、5筆の合計は7, 032㎡となっています。

貸付期間は平成27年10月1日から平成32年9月30日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。

K・Sさんについても、耕作者協力金の対象となっています。

次の受付番号187号の貸し人はK・Yさん、I自治会在住の方です。

申請地は田代川原字川床平6, 479番、地目は田、地積は1, 819㎡となっています。

貸付期間は平成27年10月1日から平成32年9月30日までで、小作料金は米(粳)63kgとなっています。

K・Yさんも耕作者協力金の対象となっています。

次の受付番号188号から191号までの貸し人はK・Hさん、I自治会在住の方です。

申請地は188号が田代川原字坂下6, 068番、地目は畑、地積は1, 406㎡、189号が田代川原字坂下6, 069番1、地目は畑、地積は2, 553㎡、190号が田代川原字坂下6, 103番1、地目は田、地積は1, 082㎡、191号が田代川原字堂前6, 178番、地目は田、地積は1, 374㎡で、4筆の合計は6, 415㎡となっています。

貸付期間は平成27年10月1日から平成37年9月30日までで、小作料金は188号が4, 218円、189号が5, 782円、190号が4, 900円、191号が6, 100円となっています。

K・Hさんも耕作者協力金の対象となっています。

次の受付番号192号の貸し人はI・Kさん、I自治会在住の方です。

申請地は田代川原字坂下6, 065番1、地目は畑、地積は767㎡となっています。

貸付期間は平成27年10月1日から平成37年9月30日までで、小作料金は牛糞堆肥760kgとなっています。

	<p>I・Kさんも耕作者協力金の対象となっています。</p> <p>次の受付番号193号から195号までの貸し人はI・Mさん、I自治会在住の方です。</p> <p>申請地は193号が田代川原字上馬渡6，632番4、地目は畑、地積は933㎡、194号が田代川原字上馬渡6，642番、地目は田、地積は697㎡、195号が田代川原字上馬渡6，640番、地目は田、地積は639㎡で、3筆の合計は2，269㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成27年10月1日から平成37年9月30日までで、小作料金は193号が米（粳）20kg、194号が3，100円、195号が2，900円となっています。</p> <p>I・Mさんも耕作者協力金の対象となっています。</p> <p>次の受付番号196号の貸し人はK・Tさん、I自治会在住の方です。</p> <p>申請地は田代川原字坂下6，062番1、地目は田、地積は532㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成27年10月1日から平成37年9月30日までで、小作料金は2，400円となっています。</p> <p>K・Tさんも耕作者協力金の対象となっています。</p> <p>以上です。</p>
議 長	ただいま事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これから、議案第22号のうち、受付番号148号から196号までを採決します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第22号のうち、受付番号148号から196号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)

議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第 2 2 号のうち、受付番号 1 4 8 号から 1 9 6 号までについては、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に議案第 2 2 号のうち、受付番号 1 9 7 号から 2 1 2 号までを議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、議案第 2 2 号のうち、受付番号 1 9 7 号から 2 1 2 号までを説明いたします。</p> <p>1 9 7 号から 2 1 2 号までについても、農地中間管理事業により鹿児島県地域振興公社が中間管理権を取得しようとするものです。</p> <p>先ず受付番号 1 9 7 号、1 9 8 号の貸し人は S・S さん、H 自治会在住の方です。</p> <p>申請地は 1 9 7 号が田代川原字原沢後 4, 6 6 4 番 1、地目は畑、地積は 1, 6 0 6 m<sup>2</sup>、1 9 8 号が田代川原字原沢後 4, 6 6 6 番 3、地目は畑、地積は 9 8 8 m<sup>2</sup>で、2 筆の合計は 2, 5 9 4 m<sup>2</sup>となっています。</p> <p>貸付期間は平成 2 7 年 1 0 月 1 日から平成 3 7 年 9 月 3 0 日までで、小作料金は 1 9 7 号が 2, 5 0 0 円、1 9 8 号が 1, 5 0 0 円となっています。</p> <p>S・S さんは経営転換協力金の対象となっています。</p> <p>次の受付番号 1 9 9 号、2 0 0 号の貸し人は K・N さん、H 自治会在住の方です。</p> <p>申請地は 1 9 9 号が田代川原字原沢後 4, 6 6 7 番 2、地目は畑、地積は 1, 3 3 1 m<sup>2</sup>、2 0 0 号が田代川原字原沢後 4, 6 6 0 番、地目は田、地積は 7 7 3 m<sup>2</sup>で、2 筆の合計は 2, 1 0 4 m<sup>2</sup>となっています。</p> <p>貸付期間は平成 2 7 年 1 0 月 1 日から平成 3 7 年 9 月 3 0 日までで、使用貸借のため小作料金は発生しません。</p> <p>K・N さんも経営転換協力金の予定でございます。</p> <p>次の受付番号 2 0 1 号の貸し人は H・S さん、N 自治会在住の方です。</p> <p>申請地は、田代川原字原沢後 4, 6 6 6 番 2、地目は畑、地積は 9 7 8 m<sup>2</sup>となっています。</p> <p>貸付期間は平成 2 7 年 1 0 月 1 日から平成 3 7 年 9 月 3 0 日までで、小作料金は 3, 0 0 0 円となっています。</p> <p>H・S さんも経営転換協力金の予定でございます。</p>

次の受付番号202号の貸し人はK・Tさん、H自治会在住の方です。  
申請地は、田代川原字原沢後4, 667番1、地目は畑、地積は1, 390㎡  
となっています。

貸付期間は平成27年10月1日から平成37年9月30日までで、使用貸借  
のため小作料金は発生しません。

K・Tさんは耕作者協力金の予定でございます。

次の受付番号203号から206号までの貸し人はS・Kさん、K市在住の方  
です。

申請地は203号が田代川原字白桃3, 880番、地目は畑、地積は1, 18  
1㎡、204号が田代川原字白桃3, 884番、地目は畑、地積は2, 197㎡、  
205号が田代川原字白桃3, 886番、地目は畑、地積は1, 812㎡、20  
6号が田代川原字白桃前谷3, 918番1、地目は田、地積は510㎡で、4筆  
の合計は5, 700㎡となっています。

貸付期間は平成27年10月1日から平成37年9月30日までで、小作料  
金は203号が5, 000円、204号が10, 000円、205号が5, 000  
円、206号が使用貸借となっています。

S・Kさんも耕作者協力金の予定でございます。

次の受付番号207号から209号までの貸し人はY・Hさん、B自治会在住  
の方です。

申請地は207号が田代麓字川床5, 196番41、地目は畑、地積は921  
㎡、208号が田代麓字川床5, 196番42、地目は畑、地積は669㎡、2  
09号が田代麓字川床5, 196番43、地目は畑、地積は668㎡で、3筆の  
合計は2, 258㎡となっています。

貸付期間は平成27年10月1日から平成37年9月30日までで、小作料  
金はいずれも2, 000円となっています。

Y・Hさんも耕作者協力金の予定でございます。

次の受付番号210号の貸し人はKO・Kさん、O自治会在住の方です。

申請地は田代麓字永山1, 258番1、地目は畑、地積は1, 323㎡となっ  
ています。

貸付期間は、平成27年10月1日から平成37年9月30日までで、小作料  
金は3, 000円となっています。

K・Kさんは経営転換協力金の予定でございます。

次の受付番号211号の貸し人はT・Mさん、B自治会在住の方です。

申請地は田代麓字長尾3, 309番4、地目は畑、地積は5, 701㎡となっ

	<p>ています。</p> <p>貸付期間は平成27年10月1日から平成37年9月30日までで、小作料金は20,000円となっています。</p> <p>T・Mさんも経営転換協力金の予定でございます。</p> <p>次の受付番号212号の貸し人はS・Sさん、N園在住の方です。</p> <p>申請地は田代麓字道ノ下2,201番、地目は田、地積は1,988㎡となっています。</p> <p>貸付期間は平成27年10月1日から平成37年9月30日までで、小作料金は、30,000円となっています。</p> <p>S・Sさんも経営転換協力金の予定でございます。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局から説明がありましたが、 質疑はありませんか。</p>
貫見委員	<p>小作料金のことなんですけれど、197とか198、2,500円とか1,500円とか、これは何を基準に決められたんでしょうか。</p>
事務局	<p>今までの口頭契約でしている値段を基にしてあります。</p>
19番 鈴委員	<p>この開発公社というのは分かるんですけども、実際、我々は後を誰が借りるのかというのが知りたいところであって、借りるのが出てこない、見えてこないというのが、とにかく参考資料として出す訳にはいかないですか。</p>
事務局	<p>あくまでも予定者ということですから、あまり表に出せないところではあるんですが、この配分計画書を出すんです訳ですよ。地域振興公社の方は県に対して今度は誰々に貸して良いかというのを出す訳ですよ。県が公告をして初めて耕作者が決定する訳です。それは配分が決定しましたとして、公告がされたら農業委員会に通知が来ますので、その段階では公表をしても良いとは思いますが、今の段階ではあくまでも予定なんで。</p>
5番 平原委員	<p>でも、もうここには出て来ないでしょ。</p>
19番 鈴委員	<p>予定者は予定者で出してもらった方が、繋がり的には分かりやすいんですが。</p>

事務局	参考資料という形で出して良いか聞いて、問題が無いということであれば。そこはちょっと打ち合わせてみます。
12番鍋委員	来年度の1筆調査の時には、台帳に耕作者の名前は出て来るんですか。
事務局	出て来ます。耕作者で。
1番宿利原委員	もしこれをホームページで見て、他の所からここを全部借りたいと来た時には断いがなっとけ。
事務局	とりあえず今の段階は借り手が決まっている状態なので、町はそれで配分計画を作ります。借りに別な方がここを借りたいと申し込んだ時に、今の所は配分計画どおりに行きましょうということになっています。最終的に国の方向では、ホームページ上に公開して、公募をして、その中から選びなさいということになっているので、その段階では一人一人の経営状況とか、色んなことを全部調べて、誰に配分するかということで計画書を作って行くということにはなるとは思いますけれども、ここ何年かは決まっている方でないと振興公社自体が受付をしないということですので、今のところは他の人が来られてもお断りをするという形になると思います。
議長	他にありませんか。
委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	質疑なしと認めます。 これから、議案第22号のうち、受付番号197号から212号までを採決します。 お諮りします。 議案第22号のうち、受付番号197号から212号までについては、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員	(委員の中から「異議なし」の声)

議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがいまして、議案第 2 2 号のうち、受付番号 1 9 7 号から 2 1 2 号までについては、原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>次に、「議案第 2 3 号 非農地証明願いについて」を議題とします。</p> <p>事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、「議案第 2 3 号 非農地証明願いについて」を説明いたします。</p> <p>受付番号 1 4 号の申請人は、K・Mさん、S 荘在住の方です。</p> <p>申請地は馬場字殿原 5， 2 7 5 番 2、地籍は 5 1 5 m<sup>2</sup>、地目は台帳畑、現況は雑種地となっています。</p> <p>1 7 頁に位置図を添付してありますのでお目通し下さい。</p> <p>この件の担当調査委員は、1 5 番 畠中委員です。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、1 5 番 畠中委員、調査報告をお願いいたします。</p>
1 5 番 畠中委員	<p>報告します。1 7 日に事務局 2 人と鈴委員、4 人で現場を見てきました。場所は半ケ石の運動公園の下のところであります。所有者の K・M さんは S 荘に入居中されておりまして、甥の T さんが一応管理されておりまして、畑に入るときはトラクター等は他人の畑を通らないと入って行けず。又、大変な坂道です。現況としましては、竹が生えています。雑種地として、非農地として認めざるを得ないと思います。</p> <p>よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただいま、調査員から調査報告がありましたが、質疑はありますか。</p>
5 番 平原委員	<p>これはいつごろの写真ですか。写真では畑に見えるんだけども。</p>
事務局	<p>平成 2 2 年です。</p> <p>機械が入る道が無いので、どうしても耕運とかそういうのはしにくい場所です。耕運機ぐらいは入れられる場所です。</p> <p>実際、こっちの宅地を通って裏の畑を通らないと、その圃場に行けないと。畦道を。畔を行くような形で。トラクターでは行けないようなところですよ。</p>
1 9 番	<p>いまここに出ている図面で見るとは良い畑に見えるけど、上が運動公園で、運</p>

鈴 委員	動公園の畦畔で。運動公園は丘の上にあるもんだから、その畦畔と見れるような竹山です。
議 長	他に質疑はありませんか。
委 員	(委員の中から「なし」の声)
議 長	質疑なしと認めます。 これから、議案第23号を採決します。 お諮りします。 議案第23号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委 員	(委員の中から「異議なし」の声)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議案第23号 非農地証明願いについては、原案のとおり決定しました。
議 長	しばらく休憩します。
議 長	休憩前に引き続き会議を開きます。 お手元に配布のとおり、T委員から農業委員を辞職したい旨、申し出がありました。 この件を日程に追加し、同意第2号 委員の辞任についてとして議題とします。 本件の経緯、法的な根拠について事務局に説明させます。
事務局	それでは説明いたします。 皆さんもうご存知の方も多いかと思いますが、T委員については、今回裁判所から破産手続き開始の決定を受けられ、現在、破産管財人の方で財産の処分、債権者への配当等の手続きをされているところです。 このことから、T委員においては、今後農業を続けることができない状態となっております。 T委員は、公選の委員ですから、農業委員会等に関する法律第8条に定めます被選挙権の要件の10アール以上の耕作の業務を営む者。又は、耕作を営む者の親族であって、おおむね60日以上耕作に従事していると農業委員会が認めた者に該当しなくなるため失職の対象となるため、今回辞職願を提出されたところです。

	<p>農業委員会等に関する法律第16条において、委員の辞任は、正当な事由があるときは、農業委員会の同意を得て辞任することができることとされており、農業委員会の同意は、総会において、申出者を除く出席委員の過半数の賛成によって行うとされておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>尚、辞職が承認されますと欠員が生じることとなりますが、T委員は公選です。推薦の委員さんですと代わりの方を推薦して頂くんですが、公選の場合は、公選委員の5分の2以上の欠員が生じませんと補欠選挙は行えませんので、今後の農業委員会は19名の委員での活動となります。</p> <p>説明の方は以上です。</p>
議長	ただいま事務局から説明がありましたが、質疑はありませんか。
2番 基委員	全町と選挙区の場合は違いがあるんでしょ。
事務局	選挙区を設けた場合は、その選挙区の5分の2ということになります。田代選挙区の定数は4名です。4名の5分の2となりますと1.6人になりますから、田代選挙区の方で、2人以上の公選の欠員がないと補欠選挙を行えないということです。2名欠けたら補欠選挙ということになります。
2番 平原委員	要件が無いんだっらら、しょうがねあいなあ。
議長	他にありませんか。
委員	(委員の中から「なし」の声)
議長	この件については同意することよろしいですか。
委員	(委員の中から「異議なし」の声)
議長	異議なしと認めます。 したがいまして、同意第2号については、同意することに決定しました。
議長	次に追加日程第2 農業委員の担当地区の変更についてを議題とします。 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	T委員の辞職に伴いまして、T委員が担当していました西大原、東大原、久木野、鶴戸野、富田の5集落を他の委員で担当しなければならなくなったというこ

	<p>とで、8月6日に田代地区の委員の皆さんにお集まり頂きまして、話し合いをさせて頂きました。その結果、お手元に配布してありますとおり、担当地区を変更するというで話し合いがされたところです。</p> <p>その内容を申し上げますと、樋渡委員が担当しておりました中村、山下集落を鍋委員の担当に。そして基委員が担当しておりました中尾、新田集落を樋渡委員の担当に。T委員が担当しておりました5集落のうち、富田、西大原、東大原、鵜戸野集落を基委員へ、そして残りの久木野集落を元丸委員の担当とするように話し合いがされたところですので、よろしくお願いたします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局から農業委員の担当地区の変更（案）について説明がありましたが、皆様からのご意見はありませんか。</p>
委 員	<p>（委員の中から「なし」の声）</p>
議 長	<p>意見が無いようでありますので、案とおり担当地区を変更することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>（委員の中から「異議なし」の声）</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 したがいまして、案のとおり担当地区を変更することに決定しました。</p>
議 長	<p>以上で、平成27年8月錦江町農業委員会定例総会の附議事項の協議を終了いたします。</p>

錦江町農業委員会会議規則第23条第2号の規定により署名する。

会 長

9 番

10 番

議事録調整者 窪 和人